

2022 年度税制改正に対する意見要旨

重点要望項目

① ポストコロナを見据えた企業支援

② 脱炭素社会の推進に資する税制の整備

③ 地方拠点強化税制の抜本的拡充

④ 国土強靱化に資する税制の整備

2022 年度税制改正に向けての意見

1. ポストコロナを見据えた企業支援に資する税制の整備

(1) 経営環境の改善に資する税負担の軽減

- ①赤字法人については、欠損金の繰戻還付特例の対象範囲と繰戻期間の拡充をすべき。(資本金 10 億円超の企業も対象に追加すべき) また、政府は状況を把握した上で実体に応じて繰戻期間の長期化などを検討すべき。
- ②黒字法人について、法人税率および地方法人二税を時限的に引き下げるべき。(その際、実態に応じて業種・規模別に法人税率を設定すべき)
- ③研究開発投資の内、その事業年度に法人税から控除しきれなかった税額控除額の繰越制度の時限的な復活。
- ④固定資産税、自動車関係諸税等の固定費的税負担を時限的に軽減すべき。
- ⑤中小企業の経営や投資を後押しする特別措置等の期限延長および時限的な内容拡充を行うべき。

(2) デジタル化の促進

- ①企業のデジタル化に資する設備投資ならびに、サービス利用のための費用支出について、企業の規模に関わらず一定の減税措置を講じるべき。
- ②DX 投資促進税制は、適用要件からクラウド利用を除外し、対象に外部委託費用や教育訓練費等を加えるべき。
- ③デジタル人材の獲得・育成を対象とした税制優遇の拡充を検討すべき。
- ④IT 全般に関する税法上の定義は、IT の活用状況に合わせて柔軟に見直すべき。

(3) 働き方改革・税務負担軽減の促進

- ①申告・納税の電子化推進にあたり、電子申告環境の抜本的改善、事務負担軽減に向けた配慮をすべき。
- ②申告調整事務については会計基準と税法基準の差異を解消することにより事務負担の軽減が図られるべき。

2. 脱炭素社会の推進に資する税制の整備

(1) 脱炭素化社会に向けた環境整備

- ①脱炭素化に向けた新たな租税方法を検討する場合は、現行税制の整理・統合とともに、わが国経済並びに企業の活動を阻害せず、逆に促進するような制度設計がなされるべき。
- ②自動車関係諸税は、体系的に整理・簡素化するとともに、課税の多重性を解消すべき。また、暫定税率から本則税率へ速やかに戻すべき。加えて、環境性や安全性の向上を促進する税制の整備に期待する。

(2) 脱炭素化の促進に寄与する税制

- ①脱炭素化に向けた自動車保有促進のため、環境性能に応じて保有税の優遇強化を図るべき。
- ②低公害自動車の燃料補填供給設備に係る課税特例は、更なる拡充を図るべき。
- ③再生可能エネルギーの継続的な導入環境の整備に向け、長期的な税制支援を検討すべき。また、同エネルギーを積極的に導入する企業には努力に見合った税制優遇を図るべき。
- ④研究開発税制は、CO2 削減効果の拡大が見込まれる研究内容については税制優遇の拡充をすべき。

3. 東京一極集中是正、地域創生に資する税制の整備

(1) 東京一極集中是正と地域創生

- ①地方拠点強化税制は、期限を延長するとともに、以下 4 点の抜本的拡充と利用促進を図るべき。
 - ー本社機能の移転に関する要件を大幅に見直し、本社と同等の業務が可能な東京圏以外のサテライトオフィスや拠点を追加するとともに、東京 23 区内からの移転者が含まれる場合には特例対象とすべき。
 - ー事業本部もしくは事業部を東京 23 区内から移転・拡充した場合も対象に含めるべき。
 - ーオフィス減税の対象に賃借物件も加えるべき。
 - ー更なる利用促進のために、P R 活動の徹底と使い勝手の向上を行うべき。
- ②地方への人流拡大に向けて、企業における首都圏勤務者の地方移転割合に応じた税制優遇や移転者個人に対する税制上の配慮を検討すべき。

(2) 地域の自立性の強化、地方税制における税源の偏在性の是正

- ①地方法人二税は縮減し、地方消費税の拡充を図るべき。
- ②法人事業税の外形標準課税は、企業の雇用に対して抑制的に働くことから廃止すべき。
- ③企業版ふるさと納税制度は知名度向上を図るべき。また、活用促進の観点から適用要件の緩和を進めるべき。
- ④寄附税制は、寄附による継続的な支援が地域振興を促進する側面から、利用拡大に繋がる見直しを図るべき。また、私立大学に対する寄附制度の改善を検討すべき。

(3) 中部圏の活性化に向けた要望

- ①総合特区制度は、更なる発展のために各形成特区における税制優遇措置の拡大を進めるべき。
- ②中部圏の活性化に向けた積極的なデジタル投資や研究開発等に関して、税制優遇の拡充を図るべき。(再掲)

- ③スタートアップ・エコシステム・グローバル拠点都市の構築を促進する税制として、減税や一定額の所得控除制度の創設を検討すべき。

4. 国家的災害リスク管理の向上

(1) 国土強靱化に資する税制の体系的整備

- ①体系的な制度の整備・創設がなされるべき。
- ②防災・減災効果に対する寄与度を踏まえ、優先順位の高いものから速やかに整備を行うべき。

(2) 防災・減災に資する既存税制の活用促進及び拡充・延長

- ①中小企業防災・減災投資促進税制は、優先順位の高いものから対象設備の範囲を拡大すべき。
- ②民間施設等の防災・減災に資する既存税制は、「防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る課税標準の特例措置」など期限を迎えるものがあり、これらを延長すべき。また、適用範囲の拡充、要件緩和、使い勝手の向上、周知等を図るべき。

(3) 災害復興に資する税制の強化

- ①災害復興に資する税制の強化として、地震保険の保険料控除を拡充し、加入者促進を図るべき。

5. 企業活動を活性化する環境整備

(1) 企業の国際競争力向上、活力向上

- ①法人実効税率は世界の平均レベルに近い 20% 台半ばへ引き下げるべき。
- ②課税ベースは縮小努力を行うべき。法人実効税率引き下げの代替財源は、消費税を含む租税体系全体で合理性の高い改正を行い確保すべき。
- ③研究開発税制等の投資促進税制は、研究開発に対する社会実装の向上などを図るため、長期的な視点から税額控除の繰越期間を延長すべき。
- ④オープンイノベーション促進税制は、期限を延長するとともに、ベンチャーファンドへの投資を適用対象に含めるべき。
- ⑤企業と大学等研究機関との共同研究の推進を一層図るべき。
- ⑥5G 投資促進税制は、期限を延長するとともに、企業内の早期普及を後押しするために申請要件を緩和すべき。

(2) 公正な国際課税制度の整備

- ①国際課税ルールの一貫性は、事務手続きにも配慮し、実態に見合った制度設計がなされるべき。
- ②BEPS 対応の国内法制度化については、国際基準に基づいたデジタル課税制度の構築を速やかに行うべき。また、事務負担の軽減等の企業に配慮した制度整備を行うべき。
- ③外国子会社合算税制 (CFC 税制) は、企業の活動実態に基づき、意図的に行われる不当な租税回避にのみ課税するよう基準を緩和するべき。
- ④国際課税をめぐるトラブル解決については、二重課税への相互協議に入りやすいことや、協議の時間がかかりすぎることをないように、国同士の調整や、租税条約ネットワークの拡大等の対応を速やかに行うべき。
- ⑤外国税額控除制度は、控除上限額の計算方法の見直しや繰越期間を延長するなどの改善を図るべき。
- ⑥海外所得の国内還流を促進する税制は、益金不算入割合を 100% に引き上げる等の見直しを行うべき。

(3) 中小企業の経営基盤強化

- ①事業承継税制は、10 年間の時限措置を恒久化すると共に、周知・利用のサポート等周辺環境の整備を進めるべき。
- ②中小企業の経営や投資を後押しする以下の特別措置等の期限延長および時限的な内容拡充を行うべき。(再掲)
 - I. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置
 - II. 中小法人の交際費課税の特例措置
 - III. 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置
- ③消費税のインボイス制度については、特に中小企業・小規模事業者の負担感の低減に向け、電子レジスター導入等の電子インフラの環境整備を国が主導して推進すべき。

(4) 税の新陳代謝と合理性向上

- ①事業所税は、時代に逆行するものであり創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべき。
- ②印紙税は、電子商取引が一般化する中、その合理性を失っているため廃止すべき。
- ③固定資産税のうち、償却資産への課税は投資や経済成長を阻害する要因となるため廃止すべき。
- ④法人事業税の収入金課税は、電気・ガス供給業について廃止し、その他の事業と同じ扱いとすべき。